

別表1（新市場獲得対策）

I 推進事業

区分	内容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 国産シェア拡大対策 (1) 麦・大豆 麦・大豆機械導入対策	補助率は導入する機械等の導入費用の1/2以内とする。	補助金の交付決定を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）の交付額の変更	事業の新設又は廃止
	(2) 園芸作物 生産・流通支援のうち、 ア 生産体制合理化実践推進支援 イ 新素材活用生産資材の導入	補助率は、定額、事業費の1/2以内とする。		

II 整備事業

区分	内容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 国産シェア拡大対策 (1) 麦・大豆 ア 麦・大豆生産・加工施設整備対策 (ア) 乾燥調製施設 (イ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (ウ) 農産物処理加工施設 (エ) 種子種苗生産関連施設	補助率は事業費の1/2以内とする。	補助金の交付決定を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）の交付額の変更	事業の新設又は廃止
	(2) 園芸作物 生産・流通支援のうち出荷作業合理化実践支援 ア 集出荷貯蔵施設	補助率は、事業費の1/2以内とする。		

別表2 (収益性向上対策及び生産基盤強化対策)

I 基金事業

区 分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 収益性向上対策  (1) 整備事業 地方農政局長が必要と認める場合に、国要綱別表2のIIのメニュー欄の1に準じて実施することができるもの。	補助率は事業費の1/2以内(ただし、国要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内)とする。	補助金の交付決定を受けたもの(以下、「補助事業者」という。)の交付額の変更	事業の新設又は廃止
	(2) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入  イ 生産資材の導入等	アの事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。  イの事業 事業費の1/2以内(ただし、国要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内)とする。		
	(3) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	定額(1/2相当)とする。		
	2 生産基盤強化対策  (1) 農業用ハウスの再整備・改修  (2) 果樹園・茶園の再整備・改修  (3) 農業機械の再整備・改良  (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理  (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援  (6) 全国的な土づくりの展開	(1) 及び (3) の事業 事業費の1/2以内とする。  (2) の事業 事業費の1/2以内(国要綱別記2に定める場合にあつては、定める額以内)とする。  (4) 及び (5) の事業 定額(国要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内)とする。  (6) の事業 定額(ただし、国要綱別記2に定める単価に実施面積を乗じた額を上限)、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の1/2以内とする。		

## II 整備事業

区 分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設	補助率は事業費の1/2以内(ただし、国要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内)とする。	補助金の交付決定を受けたもの(以下、「補助事業者」という。)の交付額の変更	事業の新設又は廃止
	2 生産基盤強化対策  (1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設  (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち栽培管理・労務管理等の技術 実証 ・生産技術高度化施設	事業費の1/2以内とする。		